

(戸) 250,000 200,000 150,000

出典:茨城県HP(H30住宅·土地統計調査)

見据えて権利関係や登記、 理する必要があります。 の状況を確認するなど適正に管 響を与えるため、定期的に建物 様々な問題が生じ、近隣にも影 このように空家を放置すると あります。 空家の数は、 年々増加傾向に

とができるようになりました。 空家等の所有者 指導・勧告・命令・代執行するこ やその他必要な措置をとるよう さないよう、適正な管理に努め 周辺の生活環境に悪影響を及ぼ 関する特別措置法」が施行され、 ことから「空家等対策の推進に 境に深刻な影響を及ぼしている 行われていない空家等が防災、衛 著しく影響を及ぼしている空家 ることが義務付けられました。 (特定空家等)に指定された場 平成26年には、 また、管理不全により周囲に 改善・除却、立木などの伐採 景観等の地域住民の生活環 (管理者) は、 適切な管理が

## 特定空家等とは

③適切な管理が行われていない ②著しく衛生上有害となるおそ れのある状態のもの るおそれのあるもの

④その他周辺の生活環境の保全 ことにより著しく景観を損 不適切である状態のもの を図るために放置することが なっている状態のもの

# 足空家等に指定されると

30 (年)

20 25

ります。 住宅用地特例が受けられなくな されると、土地の固定資産税の 特定空家等に指定され、勧告

などについても整理準備してお くことが大切です。 住んでいるときから、将来を 相続

昭和38 43 48 53

100,000 50,000

> ③景観の悪化 ①損壊や倒壊 と様々な問題が発生します。 適切な管理をせずに放置する ④防犯性の低下 ②住環境の悪化

①倒壊等著しく保安上危険とな

次の全てに該当する方

空家の所有者または相続人で あること

※相続人が複数の場合は、相続 町税等を滞納していないこと 人すべての同意が必要です。

## 暴力団員等でないこと

※予算額に達した場合は、受付 最大30万円 できないことがあります。 (解体工事費用の½)

### 老朽化した空家の解体費用の 部を補助します

します。 解体に要する費用の一部を補助 る被害を防止するため、空家の 老朽化した空家の倒壊等によ

確認し、事前にご相談ください。 詳細については、次の要件を

## 対象となる空家

次の全てに該当する空家

- 1年以上空家となっている町 内の戸建住宅
- 個人所有で営利目的での所有 でないもの
- 所有権以外の権利が設定され ていないもの
- 公共事業の移転の補償でない
- 解体工事に伴う他の補助金等 の交付を受けてないものなど